

3 承認を受けようとする国税関係帳簿の作成・保存に使用する電子計算機の概要				
区分	メーカー名	機種名	台数	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()	▲▲▲(株)	B B B B B	5 台	千代田区霞が関3-1-1
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()	(株)□□□	C C C C C	35 台	同上
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()			1 台	(委託先) ●●クラウドサービス(株) 神奈川県横浜市中区山下町△-△
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()				
パソコン・プリンタ・サーバー その他 ()				

委託運用の場合に、委託先が使用しているサーバーのメーカー名や機種名が分からないものについては、記載を省略して差し支えありません。

4 所轄外税務署長を経由して提出する理由 (法第6条第6項の規定を適用しようとする場合)	
5 業務の特例 (法第6条第6項)	<p>所轄税務署長に直接提出するよりも所轄外税務署長を経由して提出する方が便宜である理由が存在する場合に、その理由を記載してください。</p> <p>例えば、①金融機関の営業所等の長が、非課税貯蓄の限度額管理に関する帳簿について承認を受けようとする場合においては、「各営業所等ごとに行うべき申請手続を、本店(又は一の営業所等)の所在地で一括して行うため」や②複数の製造場を有する酒類製造者が、酒類の製造に関する事実を記載した帳簿について承認を受けようとする場合においては、「各製造場ごとに行うべき申請手続を、本店(又は一の製造場)の所在地で一括して行うため」等と記載します。</p>

6 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係帳簿の種類及びその年月日 (この申請に係る国税関係帳簿について、電磁的記録による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)			
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理 年月日
	根拠税法	名称等	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置	
(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (第3条第1項第3号関係)	<input checked="" type="checkbox"/> 次の書類を備え付ける。 ※電子計算機処理を他の者に委託する場合は①を除く。 ① システムの操作説明書 ② 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (電子計算機処理を他の者に委託する場合にはその委託に係る契約書等) 並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類
(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (第3条第1項第4号関係)	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができる。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。

参考となる事項等を記載してください。

8 その他参考となる事項	
・	この申請に係る担当部署： 経理部経理課、電話番号03-XXXX-XXXX

添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> ① 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類 (当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し等) <input checked="" type="checkbox"/> ② 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	--